

琵琶湖における外来魚リリース禁止の取り組みについて

滋賀県琵琶湖政策課琵琶湖レジャー対策係

松本勉・栗津信宏・○曾我部共生

滋賀県琵琶湖政策課では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき、釣りというレジャーの側面から、外来魚を減らして、琵琶湖の豊かな生態系を保全するため、外来魚のリリース（再放流）を禁止している。バス釣りが浸透した現状で、当課では琵琶湖一円の湖岸や漁港に外来魚回収施設として、回収ボックスや回収いけすを設置し、釣り上げられた外来魚の回収を行うほか、様々な取り組みを実施している。

その中で平成28年5月からは、外来魚のリリース禁止の定着に向け、継続して活動する釣り人を応援する年間を通じた新たな取り組みとして、期間内にブラックバスやブルーギルを釣り上げた重量により、初段から名人までの十階級で段位認定する「外来魚釣り上げ名人事業」を開始した。個人と団体（チーム）の2部門を設け、個人であれば30キロを釣り上げれば初段、300キロ以上で名人を認定するものである。初年度につき5月から12月まで実施した結果、「名人」として5名が認定された。取り組みの効果もあって、外来魚回収ボックス・いけすの回収量は、過去3年間の14トン前後から大きく伸び、平成28年度は18トンを超える勢いで推移している。

また、外来魚回収ボックス・いけすによる回収量は、地域および季節によって違いがみられる。琵琶湖一円を6地域に区分し（図1）、地域ごとの外来魚回収量を比較したところ、外来魚回収施設一基あたりの年間回収量は、北湖よりも南湖で多い（図2）。しかし、南湖では春季から夏季にかけて回収量が増加し、秋季以降は減少に転じる一方で、北湖では秋季から冬季にかけて回収量が増加し、同時期の南湖の回収量を上回っている。

今後も外来魚のリリース禁止のさらなる定着を目指し、地域・季節ごとの外来魚回収量の傾向を踏まえながら効果的に啓発を行い、琵琶湖の環境保全に取り組んでいきたい。

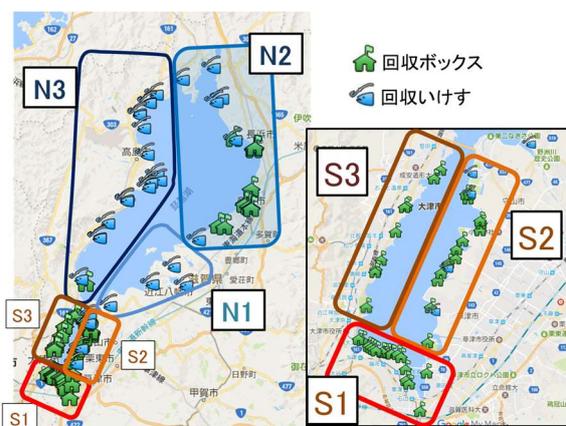


図1. 外来魚回収施設の分布および地域区分

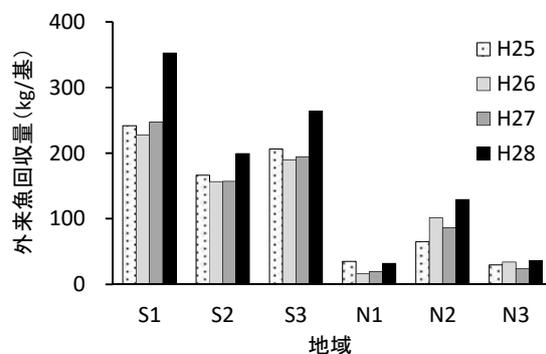


図2. 外来魚回収施設1基あたりの地域別年間回収量